(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	前	八・二五～一八・四〇	三四・〇〇メートル	
	後	八・七九五～一八・四〇	三三・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	〇・〇五～一・八〇	〇・七八二キロメートル	
	A	一・二一・〇〇～八・〇七	八・六〇七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

〇中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市斐川町富村六四一番一から同市芦渡町四一八番一まで	前	一〇・二〇～八・八五	五二・〇〇メートル	
	後	一〇・二〇～九・九・六八	八・七九四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一二・〇〇～八・八五	〇・〇一七キロメートル	
	A	一二・〇〇～八〇・〇〇	九・一〇五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

〇四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

路線名	供用開始の区間
三十三号及び百九十四号	高知県吾川郡いの町枝川字瀧通七四九番一から同町字キタ四七番七地先まで

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

〇四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

路線名	供用開始の区間
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町安田字薬師浜一五七六番一地先から同町安田字薬師浜一五七五番二〇地先まで

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

〇九州地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
唐津市浜玉町浜崎字洲崎一五三番二から同市和多田大土井四一番一まで	前	七・五〇～一三・六〇	三九・〇〇メートル	
	後	一三・六〇～九六・一〇	一・七六二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一〇四・〇〇～六・五〇	六・五〇九	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

〇九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
唐津市東町十三番五から同市和多田西山四五四四番一まで	前	七・四〇～〇〇	四八・〇〇メートル	
	後	〇～〇	二・三四一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

〇九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
杵築市山香町大字広瀬字中尾七八五番一から同市山香町大字広瀬字一ノ尾八一九番一まで	前	一八・一〇～二一・七〇	〇・〇二九メートル	
	後	一八・五〇～二九・三〇	〇・〇二九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

〇九州地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間
十号	杵築市山香町大字広瀬字中尾七八五番一から同市山香町大字広瀬字一ノ尾八一九番一まで

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日